

## 令和5年度 第1回山梨県最低賃金専門部会 議事録

- 1 日 時：令和5年7月21日（金）午後1時50分～午後2時40分
- 2 場 所：山梨労働局 大会議室
- 3 出席者：公益代表 今井委員、門野委員、反田委員  
労働者代表 岡本委員、小林委員、白倉委員  
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員  
事務局 岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐

### 4 議 事

- (1) 山梨県最低賃金改正の審議日程について
- (2) 最低賃金の状況等について
- (3) 労使からの意見聴取結果について
- (4) 今年度の審議の進め方について
- (5) その他

### 5 審議会内容

#### (賃金室長)

本日は、皆様、足元の悪い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

定刻より少し早いですけれども、皆様お集まりいただきましたので、ただいまから、山梨地方最低賃金審議会第1回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、委員の皆様全員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、本専門部会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、本日の専門部会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので併せて御報告いたします。

本日は本年度最初の専門部会ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

最初に労働基準部長の岡村から御挨拶を申し上げます。

#### (労働基準部長)

岡村でございます。

第1回山梨県最低賃金専門部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、この専門部会の委員をお引き受けいただくとともに、本日の部会に御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、皆様方の机の上に、辞令を置かせていただいております。

時節柄、これをもちまして正式な就任とさせていただきたいと思っておりますので、御了承くださいますようお願いいたします。

さて、本年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しまして、様々な制限が緩和されることにより、平時の社会経済活動に戻りつつある状況にあるところでございます。

一方、経済情勢を見ますと、総じて持ち直しが続いているとされているところではございますが、資源エネルギー価格の高騰などの影響が続いておりまして、物価の上昇など最低賃金審議においても影響の考慮が必要な状況もあるところでございます。

そのような中ですが、現在、中央最低賃金審議会では、本年度の最低賃金の改正に係る目安額について審議が進められております。

既に3回の目安小委員会が開催されており、来週以降には目安額が示されることとなりますが、それら情報につきましては、入り次第、速やかにお知らせしたいと考えております。

本年の山梨の最低賃金をどのように見直していくのか、皆様方には大変難しい御判断をお願いすることになりますが、中央最低賃金審議会が示す目安額を参考にいただきまして、また、労働者の生計費及び賃金、並びに事業の賃金支払能力といった、いわゆる「3要素」に御留意いただきまして、さらには地域の実情を踏まえて御判断をいただきたくお願い申し上げます。

事務局としましては、御参考となる情報を適宜提供させていただき、この専門部会の審議が円滑に進みますように務めてまいりたいと思います。

本年度も、どうぞよろしく願いいたします。

(賃金室長)

続きまして、次第の3、部会長及び部会長代理の選出に入ります。

本部会は、7月5日に開催されました第1回山梨地方最低賃金審議会におきまして、最低賃金法第25条の規定に基づき設置が決議されたものでございます。

したがいまして、同条の規定により準用される第24条の規定により、部会長及び部会長代理を公益委員の中から選出していただくこととなります。

いかがいたしましょうか。

門野委員、いかがでしょうか。

(門野委員)

それでは、私から推薦させていただきます。

部会長は反田委員、部会長代理は今井委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(賃金室長)

ありがとうございます。

ただいま、門野委員から、部会長に反田委員を、部会長代理に今井委員をとの御推挙がございましたが、いかがでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

(賃金室長)

ありがとうございました。

ただいま、門野委員から御推薦がございましたが、全会一致で、部会長に反田委員、部会長代理に今井委員が選出されました。

お手数ですが、お手元の委員名簿の、部会長の反田委員の左側に二重丸の印、部会長代理の今井委員の左に一重の丸印を記載いただきますようお願いいたします。

それでは、専門部会運営規定第4条によりまして、議長は部会長が務め、議事進行することとされておりますので、反田部会長におかれましては、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

(反田部会長)

ただいま部会長になりました反田と申します。

よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、簡単に、一言御挨拶申し上げたいと思います。

昨年度も部会長をさせていただきました、実はその前もやらせていただいたのですが、年々最低賃金の審議につきましては、双方の御意見が非常に真摯で、なおかつ、真剣な議論になっていまして、このところ数年、非常に厳しい、なおかつ突りのある議論がなされてきたところでございます。

本年は、先ほど労働基準部長からもお話がありましたように、コロナが第5類に分類されまして、経済活動も回復の方向に向かってはありますが、業種によりましては良いものの、まだその恩恵を受けていない、回復していない業種、多々ございます。

そういう中で片方では消費者物価が値上がりをし、また他方では企業の仕入れの物価も上昇している、エネルギーも高騰しているという、非常に厳しい状況になっております。

このような中で、山梨県の最低賃金を、双方の御意見を聞きながら決めていくという審議でございますので、どうぞ、忌憚のない御意見をいただき、なおかつ、慎重に審議を進めていきたいと思っております。

議事につきましては、円滑に進行させていただきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

### 【 (1) 山梨県最低賃金改正の審議日程について 】

(反田部会長)

それでは議事に入らせていただきます。

議事の(1)山梨県最低賃金改正の審議日程について、でございます。

事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

お手元に配付しております、「令和5年度地域別最低賃金審議日程表」を御覧いただければと思います。

これは、7月5日に開催されました第1回の本審で御承認いただいたもので、10月1日の発効を想定した日程となっております。

今後の日程を説明いたしますと、8月2日の午前10時から、甲府ニュー芙蓉におきまして、第2回の本審を開催いたします。

この際、中央最低賃金審議会における目安額等の答申につきまして皆様に伝達を行わせていただき、また、特定最低賃金改正の必要性につきまして、労働局長から諮問をさせていただき予定としております。

併せて、特定最低賃金検討委員会の各側2名の委員を選出いただくことを予定しておりますので、各側とも御準備をよろしくお願いいたします。

本審終了後に、引き続き、第2回専門部会を開催しまして、労働者側、使用者側、双方から、基本的見解の発表をしていただく予定としておりますので、こちらにつきましても各側での御準備をよろしくお願いいたします。

この基本的見解につきましては、写しを作成しまして、当日、資料として配付させていただきたいことから、前日8月1日の午後3時まで、事務局までメールによりデータの御提供をいただきますよう併せてお願いいたします。

8月3日予定の第3回専門部会は、午後2時から山梨労働局で開催予定としておりまして、ここから具体的な金額審議に入らせていただくこととなります。

続いて、8月4日には第4回目の専門部会を、同じく午後2時から山梨労働局で開催予定としております。

また、この第4回目の専門部会で結審いただく予定としております。

8月4日に結審に至らなかった場合は、予備日として、8月7日の午後1時30分から第5回の専門部会を、甲府ニュー芙蓉において開催する予定としております。

同日、8月7日の午後3時30分から開催予定の本審で答申をいただいた上で、審議会意見の要旨の公示を行う異議申出期間を設けて、8月23日に異議審を開催する予定となっております。

金額審議が8月7日に結審とならなかった場合につきましては、その後の予定も変わってまいります。

その場合には、再度、委員の皆様にご調整をさせていただいた上で、日程を決めさせていただきたくいたしますので、よろしくお願いいたします。

また、8月22日は、特定最低賃金の検討委員会が開催されます。

同委員会におきまして、特定最低賃金の改正の必要性ありとの結論に至った場合には、8月23日の異議審の場におきまして、特定最低賃金の改正決定の諮問をさせていただき予定としております。

なお、第2回本審の開催予定である8月2日までに、中央最低賃金審議会における目安の答申が行われていない場合につきましては、その後の日程を組み直す必要がございますが、そのような必要が生じた場合には、委員の皆様にご速やかにお知らせして、再度日程調整を行わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(反田部会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、この日程は7月5日に開催した第1回の本審で事務局から提案され承認されたものでございます。

今後、この日程で審議を進めたいと思いますが、御質問等はございますか。

(各側委員)  
(質問等なし。)

(反田部会長)  
よろしいでしょうか。  
では、この日程で審議を進めてまいりたいと思います。

## 【 ( 2 ) 最低賃金の状況等について 】

(反田部会長)  
それでは、次の議事の(2)最低賃金の状況等について、でございます。  
事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)  
それでは、お手元に配付しております「山梨地方最低賃金審議会審議資料」を使用して説明させていただきます。

まず、審議資料の1ページを御覧ください。

平成14年から令和4年までの山梨県最低賃金の推移の一覧表になります。

引上げ額や引上げ率のほかに、目安額との比較や採決の状況等を記載しております。

この表の中ほどの「目安額との比較」の列がありますが、この列のうち、平成14年、16年、21年及び令和2年は、中央最低賃金審議会で目安額が示されなかった年になります。

引上げ率が3%程度となりました平成28年以降について説明いたしますと、令和元年までと令和3年は目安額どおりの金額、令和2年は目安額が示されなかったものの1円の引上げ額、昨年は目安額プラス1円となったという経過でございます。

「目安額との比較」の列の右側、「採決状況」の列を御覧ください。

近年では、平成30年と令和2年が全会一致で決定いただいております。

「採決状況」の右側、「異議申出の有無」の列ですが、山梨では、毎年、異議の申出がなされております。

このため、本年度も異議の申出がなされることを前提といたしまして、異議審の日程を組んでございます。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。

こちらは、昨年度の全国の地域別最低賃金の審議、決定状況の資料となります。

右から二番目の「採決状況」の列を御覧いただきますと、昨年度、白丸の記載となっている全会一致となった都道府県は9府県となっております。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。

地域別最低賃金と目安額との関係の推移が記載されており、平成25年から令和4年までの引上げ額が、目安額に対してどの程度の差であったのかの推移を示した表となっております。

続きまして、資料の5ページと6ページを御覧ください。

こちらは、7ページ以降に資料としてお付けしております各種経済指標等のデータにつきまして、それぞれの主なポイントを取りまとめた一覧表になります。

中ほどの「ページ」と記載した列には、それぞれの経済指標の資料が、この審議資料の何ページにあるかのページ番号を示しておりますので、資料を御覧いただく際に参考としていただければと思います。

続きまして、本日の資料のうち、表紙に追加配付資料と記載している資料について説明いたします。

まず、目次を御覧いただければと思います。

資料1の令和5年賃金改定状況調査結果、資料2の賃金分布に関する資料、資料3の地域別最低賃金額、未満率及び影響率、の3つの資料を提出させていただきます。

これらの資料は、毎年、第2回本審での資料とさせていただきますが、本年は第2回本審の開催日程が一般的な年より遅くなっておりまことから、まずは、本日の資料として御用意をさせていただきました。

8月2日の第2回本審におきましても、あらためて資料として御用意させていただきます。現在集計作業を進めております、最低賃金に関する基礎調査の結果とあわせてご説明をさせていただきたいと考えておりますので、御承知おきをお願いいたします。

次に資料4以降の資料ですが、これらは、現在、中央最低賃金審議会で開催されております、目安に関する小委員会に提出されている資料となりますので、これらにつきましては必要に応じ御参考としていただければと存じます。

以上でございます。

(反田部会長)

ただいまの事務局の説明につきまして御質問等はございますか。

(岡本委員)

一点いいでしょうか。

(反田部会長)

はい、岡本委員。

(岡本委員)

今の追加配付資料の4ページのところなんですけれども、賃金引下げ実施事業所のところが、マイナスがついているんですが、このマイナスの意味合いは何なんでしょうか。

(賃金室長)

こちらの表は、賃金の引上げと引下げの両方が載っているんですけれども、賃金引上げのほうは、定期昇給だったりベースアップだったり、やり方はいろいろですが賃金が引き上がっているものになります。賃金引下げのほうは、ベースダウンとか何らかの手当の廃止だったりということになるかと思ひます。

(岡本委員)

引下げを、例えば、製造業のAランクは13.2%引き下げているという数字になるんですか。

(賃金室長)

統計調査票では、まず、事業場が引上げをしたか、引下げをしたか、どちらもしていないかについて、ご回答をいただいています。

引下げの欄に載っている数字は、引下げをしたという回答をいただいた事業場での引下げ率の数字になります。

引上げ、引下げ、どちらもしていない、という全体での平均の数字ではないということです。

(反田部会長)

引下げ率は、どれくらい、いくら下げたかという意味ではないんですか。

(賃金室長)

引下げをした事業場の中で、引下げ率が何パーセントだったかという回答をいただいて、それを集計した結果ということです。

(反田部会長)

例えば、製造業のマイナス13.2%というのは、引下げをした事業場があって、その回答をした事業場の中で、製造業では以前の給料より13.2%下げたと、そういう趣旨ですか。

(賃金室長)

はい。

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

(早川委員)

すいません、念のため。

一番右の賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計というところは、左の引き上げたところと、引き下げたところと、まったく動かさなかったところの全部の合計の平均ということですか。

(賃金室長)

そういうことになると思います。

(早川委員)

ありがとうございました。

(反田部会長)

ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

### 【（３） 労使からの意見聴取結果について】

（反田部会長）

それでは、次の議事（３）に移りたいと思います

労使からの意見聴取結果について、でございますが、事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

引き続き説明させていただきます。

お手元の審議資料の109ページをお開きいただければと思います。

このページからが、労使からの意見聴取を実施した結果を取りまとめた資料になります。

意見聴取の具体的な実施方法をあらためて説明いたしますと、事務局におきまして、労使双方から聴取する項目を記載したアンケート用紙を作成して、事前に意見聴取への協力及びアンケート用紙への記載の依頼を行いました。

その後、改めて事業場を訪問し、記載されたアンケート用紙の回答内容を確認しながら、労使双方から個別に補足のヒアリングを実施いたしました。

その内容を取りまとめたものがこちらの資料となります。

対象としました事業場は、製造業1社、非製造業1社の合計2社で、製造業は昨年度と同じ事業場、非製造業は、昨年度とは別の事業場になります。

具体的な業種としましては、カット野菜の製造を行っている食料品製造業の事業場とホテル業の事業場となります。

企業名の公開につきましては、両社とも匿名を希望されているため、昨年度までと同様に、本資料におきましては、「A社」、「B社」との表示とさせていただきます。御理解をお願いいたします。

まず、A社について説明いたします。

カット野菜の製造を行う食料品製造業の事業場となります。

110ページを御覧ください。

意見聴取の対象者は、使用者側は代表取締役社長の方、労働者側は工場内で作業管理をしている立場の方です。

111ページの上のスライドを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響と5類感染症への移行後の変化の有無等につきましては、5類移行前の間においても売上げ自体は増えてきており、移行等による影響はないとのことでした。

最近の景況感などにつきましては、売上げは毎月増えている状況で、今後も伸びる予想をしているが、費用も増加しているため中身を見ると悪いこと、費用の増加としては、野菜の仕入れ価格の上昇、電気代の値上げ、資材の高騰などがあげられる、とのことでありましたほか、コスト増加分の価格転嫁を行えばよいが、他社との競争もあり難しい状況であるとのことでした。

次に112ページの上のスライドを御覧ください。



賃金の改定につきましては、昨年の4月に、最低時給950円を1,000円に、続いて、本年6月に、さらに1,100円への引上げを行ったとのことでした。

背景としては人員確保があり、募集条件を上げてみたが、数名の応募はあったものの、あまり採用に結び付く効果はなかったとのことでした。

次のスライドから、最低賃金制度などについて聴取した意見等を記載しております。

まず、112ページ下のスライドの3つ目の の内容ですが、最低賃金の引上げ状況に関しまして、上昇額が大きすぎると感じられること、労働者の採用を検討する際、年齢が高い方などの場合で、現在の企業内の最低時給での雇用が難しい場合でも、働きに応じた金額が最低賃金を上回るなら採用することができるが、近年のペースで最低賃金が上がっていくと、そのような対応も難しくなっていくとのことでした。

次に113ページの下のスライドに移りますが、最低賃金に関する御意見として、労働者の生計が苦しいのと同様に会社の経営も当然苦しくなっていること、中小零細企業は大手取引先に対して価格交渉力が弱く、費用の価格転嫁が難しいこと、収入が増えないと経営は立ちいかないため、価格転嫁に関して実際に効果があるサポートが欲しいこと、との御意見をいただきました。

次に114ページを御覧ください。

A社の労働者の代表の方からの意見聴取結果となります。

コロナ感染症の影響については特に変化がないとのことでした。

115ページを御覧ください。

賃金に関しましては、最賃制度と金額改定については承知しているとのことのほか、現在の最低賃金額については、物価が上昇していることから、生活していくうえで、特に子育て時期だと生活が厳しいと感じるとのお話がありました。

また、最低賃金の改定につきましては、物価が上昇していることもあって、30円程度の引上げ額くらいがよいのではないかと思うが、急激に上げることで企業が対応できずに問題が出てしまうこともよくないと考えているとのことでした。

次に、116ページを御覧ください。

続きまして、B社からの意見聴取結果となります。

こちらは、ホテル業で、宿泊を主な事業内容とされている事業場となります。

意見聴取の対象者は、使用者側は執行役員の方、労働者側は宿泊部門の業務を担当されている方です。

まず、使用者側からの聴取結果ですが、117ページの下のスライドを御覧ください。

コロナ感染症の影響等に関しまして、感染症の流行が始まった後は売上げが以前の2割程度に落ち込み、その状態が2年半くらい続いたこと、GoToトラベル等の補助金を利用する宿泊が増えてきたことで、昨年あたりから売上げが戻ってきたこと、コロナ感染症の流行の波の影響が大きく、雇用維持の面でも大変な苦労があったこと、5類感染症に移行したことで今後の売上げ

にはプラス方向と考えているが、GoTo トラベル等の補助事業がなくなったため、現在は5類移行前よりお客さんが減ったとのことでした。

続いて、118 ページの上のスライドを御覧ください。

最近の景況感と今後の見込みについてですが、コロナウイルスの収束見通しによる国内旅行需要の上昇はプラス材料だが、物価上昇や水道光熱費の上昇が、大きくマイナスに影響していること、物価上昇等の影響は固定費で2割くらいの上昇となっており、業界での一般的な水準での利益がなくなってしまうほどの影響となっていること、宿泊価格への反映を進めているが、コロナ前の価格の1.5倍くらいの反映にとどまっており、もう少し上げていかないと固定費の上昇に間に合わない状況となっていること、稼働はコロナ前の傾向にほぼ戻りつつあり、今年の8月くらいからは通常の状態に戻ることを見込んでいる、とのお話しでした。

続きまして、119 ページの上のスライドを御覧ください。

賃金の改定状況などについてですが、昨年については、一律のベースアップは行わなかったものの、社員の8割の方の給与を1万円から2.5万円アップしたとのことでした。

また、時給制の方についてお話しを伺ったところ、最低賃金額プラス300円から400円が業界の一般的な金額のため、アルバイト労働者については、その金額を基本に時給額を決めているとのことでした。

次に、120 ページの上のスライドを御覧ください。

最低賃金に関する認識などについてですが、現状、アルバイトの時給は最低賃金プラス300円を目処にしているため、最低賃金が上がると影響が出るが、全国の状況を見ると上がらざるを得ないと思うこと、最低賃金は高校生がアルバイトで働く時の金額という感覚であり、一般の人が働く場合は最低賃金額ではないのではないかと思う、とのことでした。

次に、120 ページの下のスライドに移りますが、最低賃金に関する御意見として、最低賃金額が1,000円程度になるまでは、1年に30円程度の引上げが妥当ではないかと考えること、ただ、引上げをする場合、扶養範囲との関係などの問題があり、実際に学生アルバイトの場合で、年末になると働くことができないケースも頻発しつつあり、学生にとって死活問題となっていること、そのため、最低賃金の引上げとあわせて、それらの制度についても変更しないと、現実的な収入の増加などには結び付かなくなると考えている、とのことでした。

続きまして、121 ページから、B社の労働者の代表の方からの意見聴取結果となります。

まず、121 ページの下のスライドの3つ目のところですが、現在の県最賃898円について安いと思うこと、最低賃金が法律で定められていることについて、物価に合わせての賃金だと思うので、賃金が安くなりすぎないでよいと思う、とのお話しでした。

次に122 ページですが、最低賃金に関しての御意見として、引上げのタイミングの間隔をあけて、引上げ時の額を大きくしたほうが働く人に周知できるのではないかと、また、改定時は、わかりやすく50円とか100円単位にするとういと思う、とのお話しがありました。

以上でございます。

(反田部会長)

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし)

#### 【 ( 4 ) 今年度の審議の進め方について 】

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議事の(4)に移りたいと思います。

今年度の審議の進め方について、でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

説明いたします。

本日、審議資料を入れました封筒とは別に、A4の1枚紙で、予定等を入れましたA4横の資料を御用意させていただいておりますが、そちらを参照していただきながら説明させていただければと思います。

まず、金額審議において、当初に各側から御提示いただく金額の表明方法です。

具体的な金額審議に入る初回の専門部会、本年度の場合は第3回専門部会となりますが、その際に労働者側、使用者側それぞれから最初に御提示いただく金額の表明方法について、令和2年度の審議から、当該金額を前日の午後3時頃までに事務局にお知らせいただき、当該金額を事務局から各委員の皆様へ、その日のうちにメールでお知らせさせていただいております。

そして、専門部会の当日は、会議の冒頭、全委員が揃っている場で、あらかじめ双方から金額の表明をしていただきまして、その上で、それぞれの控室に分かれていただき、具体的な金額審議を行っていただく形で御審議をいただいております。

これによりまして、労使双方から最初に御提示いただく金額を公益委員に御確認いただくステップを省略することができ、審議の効率化が図られ、また、各委員の皆様へ、出発点となる労使双方の金額をあらかじめ御承知いただいた上で専門部会に臨んでいただくことで、その後の金額審議がスムーズに進みやすくなる効果があったものと考えられます。

本年度につきまして、昨年度までと同様の方式によりまして金額審議を行っていただくことの可否につきまして、御審議をお願いいたします。

また、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、労働者側、使用者側の委員の皆様へ、公益委員のいらっしゃる、主たる広い会場に足を運んでいただく方式といたしました。

本年度につきましても、専門部会の会場が労働局、甲府ニュー芙蓉、いずれの場合でありましても、同様の方法を採らせていただきたいと考えておりますので、この点につきまして、委員の皆様へ御承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

(反田部会長)

ただいま説明がございましたが、私といたしましては、昨年度と同様でよろしいのではないかと考えますが、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

(早川委員)

一つ質問ですが、進め方とは違うのかもしれないのですが、今いただいたこの資料で、中央最低賃金審議会の答申が7月31日にずれるケースが書かれていますけれども、ずれた場合でも右側の、このスケジュールは変わらないということによろしいですか。

(賃金室長)

そうですね、山梨のスケジュールは8月2日から4日を崩さない形です。

(早川委員)

そこは変わらない。

(賃金室長)

はい。

(早川委員)

31日よりさらにずれた場合には、スケジュールの変更もありうる。

(賃金室長)

そうですね。

31日でも答申がされないケースですと目安が伝達できませんので、山梨の日程も組替えさせていただくことも含めて、検討させていただければと思います。

(早川委員)

ありがとうございます。

(反田部会長)

ほかにはございませんか。

(長谷川委員)

今の関連で、7月28日にきっと目安が出されるだろうなっていう、そんな雰囲気ですか。

(賃金室長)

昨日、第3回の小委員会が開かれまして、予定では26日が第4回の小委員会ですが、本日ホームページ見ますと、第4回が予定どおり26日になる

と出ていましたので、日程としては予定どおり進んでいるのだろうなというところまでを承知しているという状況です。

(長谷川委員)

というと、28日に目安が出される感じですか。  
31日だと大変ですよ。

(早川委員)

初めてのことなので、去年の日程も見てみると、去年も最初はすごくタイトで、ただ、ずれた関係で、少し、3日、4日余裕が出たので、私としては、ずれてくれないかなと、個人的には思ったんですけども。

ずれない想定のもとで、準備をしていかなければならないとは思ってるんですけど。

(長谷川委員)

28日に出てくれれば楽ということですよ。

(白倉委員)

労働側の会議予定では、一応、ずれない予定では動いているんですよ。

まだわからないですけど、こっちも。

一応、今のところその予定では動いていますので、多分。

(長谷川委員)

今のずれない予定というのは、28日。

(白倉委員)

27日までにしっかり意見を決めて28日に挑もうという形が出てるので。

(長谷川委員)

そこで目安が出されると。

(白倉委員)

出そうな感じですけどね。

また、交渉みたいなことになるので、ずればわからないですけども、今のところはずれない予定で会議が入っています。

何とも言えないですけども。

(反田部会長)

ほかには何かございますか。

(反田部会長)

28日に出てくれればスムーズに。

(賃金室長)

一番早いタイミングですと、26日に小委員会が開かれて、金額だけは報道発表もされますので、昨年も23時ごろにネットニュースだとかに流れていましたので、金額だけは、早ければ26日の、時間はわからないんですけども、一定のタイミングでわかる可能性がある、というのが一番早いタイミングかなと思います。

そこでわからなくて、もう1回小委員会をやるとなると、28日の夜に、金額だけは、ということになるかと。

(反田部会長)

28日には出るということをご期待しながら進めましょうか。

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、各側の最初の金額の提示方法と、折衝の仕方については、昨年度と同じやり方でやりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、議事の(5)その他に移ります。

何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田部会長)

事務局からは何かありますか。

(賃金室長)

事務局からはございません。

(反田部会長)

それでは、以上をもちまして第1回の専門部会を終了したいと思います。

なお、次回の専門部会は、8月2日、甲府ニュー芙蓉でございます。

午前10時から開催されます第2回の本審終了後に開催しますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事録の確認ですが、労働者側は白倉委員にお願いいたします。

使用者側は早川委員にお願いいたします。

それでは、長時間お疲れ様でした。